

## 葛飾区児童福祉施設及び特定教育・保育施設等指導検査等実施要綱

令和 5 年 9 月 29 日  
5 葛子施第 591 号  
区 長 決 裁

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「子・子法」という。）（以下「児童福祉法等」という。）の規定に基づき実施する児童福祉施設（障害児入所施設を除く。）、認定こども園、幼稚園、認証保育所、地域型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業（以下「児童福祉施設等」という。）に対する指導及び検査（以下「指導検査」という。）並びに行政処分等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指導検査 次に掲げるもの（区立幼稚園（葛飾区立学校設置に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）別表 4 の部に掲げる幼稚園をいう。以下同じ。）に対して行うものを除く。）をいう。
  - ア 子・子法第 14 条第 1 項（子・子法第 30 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による報告、提出又は提示の命令、質問、立入り及び検査
  - イ 子・子法第 38 条第 1 項、第 50 条第 1 項及び第 58 条の 8 第 1 項の規定による報告の命令、提出又は提示の命令、出頭の求め、質問、立入り及び検査
  - ウ 認定こども園法第 19 条第 1 項の規定による報告の求め、質問、立入り及び検査
  - エ 児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 1 項の規定による報告の求め、質問、立入り及び検査
  - オ 児童福祉法第 34 条の 14 の第 1 項の規定による報告の求め、質問、立入り及び検査
  - カ 児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項の規定による報告の求め、質問、立入り及び検査
  - キ 児童福祉法第 34 条の 18 の 2 第 1 項の規定による報告の求め、質問、立

入り及び検査

ク 児童福祉法第 46 条の第 1 項の規定による報告の求め、質問、立入り及び検査

ケ 葛飾区認証保育所運営費等助成要綱（平成 14 年 4 月 22 日付け 14 葛子子第 2027 号区長決裁）第 13 条の規定による報告の求め、助言及び指導

(2) 行政処分等 次に掲げるもの（区立幼稚園に対して行うものを除く。）をいう。

ア 子・子法第 39 条第 1 項の規定による勧告及び同条第 4 項の規定による命令

イ 子・子法第 40 条第 1 項の規定による確認の取り消し又は全部若しくは一部の効力の停止

ウ 子・子法第 51 条第 1 項の規定による勧告及び同条第 3 項の規定による命令

エ 子・子法第 52 条第 1 項の規定による確認の取り消し又は全部若しくは一部の効力の停止

オ 子・子法第 58 条の 9 第 1 項の規定による勧告及び同条第 5 項の規定による命令

カ 子・子法第 58 条第の 10 第 1 項の規定による確認の取り消し又は全部若しくは一部の効力の停止

キ 認定こども園法第 20 条の規定による勧告及び命令

ク 認定こども園法第 21 条第 1 項の規定による命令

ケ 認定こども園法第 22 条第 1 項の規定による認可の取消し

コ 児童福祉法第 34 条の 8 の 3 第 3 項及び同条第 4 項の規定による命令

サ 児童福祉法第 34 条の 14 第 3 項及び同条第 4 項の規定による命令

シ 児童福祉法第 34 条の 17 第 3 項の規定による勧告及び同条第 4 項の規定による命令

ス 児童福祉法第 34 条の 18 の 2 第 3 項の規定による命令

セ 児童福祉法第 46 条第 3 項の規定による勧告及び同条第 4 項の規定による命令

ソ 葛飾区認証保育所運営費等助成要綱第 13 条の規定による改善の勧告（指導検査の目的）

第 3 条 指導検査は、児童福祉法等のほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令（以下これらを「関係法令」という。）に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況及び葛飾区（以下「区」という。）が別に定める指導検査に係る基準、方針等に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置

を講ずることにより、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の方針等)

第4条 指導検査を行うに当たっては、児童福祉法等、関係法令並びに設備及び運営に関する基準等の区が定める基準を基本とし、指導検査に関する国の通知、これまでの指導検査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施するものとする。

2 指導検査が形式的又は画一的なものに陥ることのないよう、指導検査で発見した問題点の発生原因及び是正策を明らかにし、指導検査の対象者が適正な運営と子どもの適切な処遇を確保できるよう、具体的な助言及び指導を行うものとする。

3 指導検査を適切に実施するため、次に掲げる事項を、毎年度、指導検査を開始するときまでに定める。

(1) 指導検査の実施年度において重点的に指導検査を実施する項目その他当該年度における指導検査の実施方針（以下「指導検査実施方針」という。）

(2) 指導検査の対象とする項目、根拠である法令等、評価事項、別表に掲げる評価区分、その他必要な事項を記載した指導検査の基準（以下「指導検査基準」という。）

(3) 指導検査の実施の時期、対象者等に係る年間の計画表（以下「指導検査実施計画」という。）

4 児童福祉施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりそのおそれがあると認められる場合は、指導検査実施計画にかかわらず、適宜指導検査を実施するものとする。

5 適正な指導検査を実施するため、指導検査実施方針、指導検査基準及び指導検査実施計画について、必要に応じて、指導検査の結果を踏まえた見直しを行うものとする。

6 葛飾区長（以下「区長」という。）は、児童福祉施設等が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、当該児童福祉施設等の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないと認めるときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進めるものとする。

7 指導検査の実施及び指導検査の結果に係る処理を行うに当たっては、関係部署との情報交換を密にする等十分に連携を図るものとする。

8 指導検査を実施するときは、法人に対する指導検査（葛飾区社会福祉法人指導監査実施要領（平成29年8月9日付け29葛福福第318号部長決裁）第1

条の規定による検査をいう。)における指摘事項を把握した上で行うものとする。

(指導検査の種類)

第5条 指導検査を実施するときは、一般指導検査及び特別指導検査の2種類に区分して行うものとする。

2 一般指導検査は、指導検査に係る事項の全体について、児童福祉施設等の所在地において行う検査(以下、「実地による検査」という。)をいう。

3 前項の一般指導検査は、必要に応じて、あらかじめ指導検査に係る事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

4 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に児童福祉施設等から改善報告書と併せて、指導検査の対象者における改善措置の検討状況及び改善状況を確認できる資料又は改善計画書(以下「改善報告書等」という。)が提出された場合においては、書面によるほか、必要に応じ、現地で確認する検査を行うことができるものとする。

5 特別指導検査は、児童福祉施設等が次の各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査に係る事項を定め、重点的又は改善が図られるまでの間継続的に行う検査をいい、当該児童福祉施設等の所在地において行う。

(1) 法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 一般指導検査後の改善が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(4) 死亡事故等の重大事故が発生したとき。

(調査書等の提出)

第6条 児童福祉施設等に対し、指導検査実施方針等を踏まえて指導検査に係る項目を記載した児童福祉施設等調査書(以下「調査書」という。)を送付し、毎年度、指定期限までに調査書の回答及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

(一般指導検査)

第7条 一般指導検査は、指導検査実施計画に基づき、指導検査の対象者の設置する施設において、当該施設ごとに原則として年度ごとに1回実施する。

2 前項の規定にかかわらず、前年度の一般指導検査の結果等から特に問題が無いと認めるときは、実地によらず検査をすることができるものとする。

3 前項の検査の内容等により実地による検査が必要と認めるときは、実地による検査を臨時に実施するものとする。

4 一般指導検査を行うときは、法令等の規定に定めるもののほか、一般指導検

査の日時、場所、指導検査の担当者その他必要な事項を一般指導検査の対象者にあらかじめ文書で通知するものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、児童福祉施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合には、指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により一般指導検査の実施を通知するものとする。
- 6 一般指導検査を効率的に実施するために必要があると認めるときは、一般指導検査の対象者にあらかじめ資料の提出を求めるものとする。
- 7 一般指導検査の体制は、職員2人以上で指導検査班を編成するものとする。
- 8 一般指導検査を行ったときは、児童福祉施設等の設置者、施設長、運営事業者代表者等（以下「設置者等」という。）に対して、実地検査指導事項票により指導検査に係る結果を講評し、改善が必要な事項及びその解決方法を口頭で指示するものとする。ただし、法令の解釈等で疑義が生じた等の場合は、実地での公表を行わず、後日文書で通知するものとする。
- 9 一般指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、児童福祉施設等の運営指導を行う所管課の職員、関係行政機関の職員又は当該児童福祉施設等の関係者に対し、一般指導検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（一般指導検査後の取扱い）

第8条 一般指導検査の終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点がある場合はこれを明確にした上で、一般指導検査に係る結果通知（次項において「結果通知」という。）を当該一般指導検査を実施した児童福祉施設等の設置者宛てに文書で通知するものとする。この場合において、別表に掲げる評価区分に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及びその改善方法を具体的に記載するものとする。

- 2 一般指導検査をより効果的なものとするため、結果通知を一般指導検査の終了後速やかに送付するものとする。
- 3 一般指導検査に係る結果の文書指摘事項について、児童福祉施設等の設置者に対し原則として30日以内に、改善状況報告書及び指導検査の対象者における改善措置の検討状況及び改善状況を確認できる資料又は改善計画書を提出することを求め、その改善内容を確認し、その改善内容に不備があった場合は再提出を指示するものとする。

（特別指導検査）

第9条 特別指導検査は、指導検査の対象者の設置する児童福祉施設等の運営等について法令等の重大な違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合において、必要に応じて特定の事項について随時実施する。

- 2 特別指導検査を実施するときは、児童福祉施設等の設置者等に対し、あらか

- じめ書面により通知するものとする。ただし、特別指導検査の目的と効果を勘案し、指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により行うことができる。
- 3 検査体制は、原則として副参事以上の職にある者を長とする職員4人以上で編成することとし、副参事以上の職にある者を除く職員のうち1人以上は、原則として係長級以上の職にある者とする。
  - 4 特別指導検査の実施に当たっては、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまでの間これを継続的に実施することとする。
  - 5 特別指導検査の終了後、当該児童福祉施設等の設置者等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、法令の解釈等で疑義が生じた等の場合は、事後に児童福祉施設等の関係者を招致してこれを行うことができる。
  - 6 特別指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、運営指導を行う所管課の職員、関係行政機関の職員又は当該児童福祉施設等の関係者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(特別指導検査後の取扱い)

第10条 特別指導検査に係る結果は、理由を付して児童福祉施設等の設置者に対し文書で通知するものとする。

- 2 特別指導検査に係る結果の文書指摘事項について、児童福祉施設等の設置者に対し原則として30日以内に改善状況報告書等の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じて指導を継続的に実施するものとする。
- 3 改善状況報告書等が期限内に提出されないとき、又はこれらに記載された内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより必要な改善を勧告するものとする。

(行政処分等)

第11条 前条第3項の規定による勧告によってもなお改善が図られない又は改善の見込みがなく、かつ、児童福祉の観点から有害であると認められるときは、行政処分等の権限を持つ関係部課へ報告するものとする。

- 2 区長は、利用者の支援に重大な影響が及んでいる等緊急を要すると認められるときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、児童福祉法等の定めるところにより行政処分等を行うための手続きを進めるものとする。

(指導検査の結果の活用)

第12条 指導検査の結果を適宜集約し、区の行政運営に資するため、児童福祉施設等の運営指導を行う関係部課に提供するものとする。

- 2 指導検査の結果及びこれらに基づく改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、区のホームページに掲載し、区民へ広

く情報提供することとする。

(指導方針の統一及び継続の確保)

第 13 条 指導検査の実施に当たり生じた疑義及び法令等の解釈について、関係部課等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理しなければならない。

(東京都及び関係部署との連携)

第 14 条 指導検査及び行政処分等の実施に当たっては、東京都及び関係部課との情報交換を密にし、十分な連携を図るものとする。

2 児童福祉施設等の指導検査に係る情報については、東京都及び関係部課と必要な情報の交換を行うこととする。

(国への報告)

第 15 条 区長は、必要に応じ、指導検査の結果を国へ報告することとする。

(要綱の適用除外)

第 16 条 指導検査及び行政処分等についてこの要綱に定める事項のうち、法令等に別の定めのある事項については、この要綱の適用を除外する。

(委任)

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に対する指導検査等実施要綱の廃止)

2 葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に対する指導検査等実施要綱(平成 27 年 7 月 2 日 27 葛子育第 337 号区長決裁。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の際現にされている旧要綱の規定による指導検査又は勧告命令については、なお従前の例による。

別表（第4条、第8条関係）

評価区分	指導形態	
C	文書 指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、文書指摘とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、次項の規定に基づく口頭指導とすることができる。
B	口頭 指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、口頭指導とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、口頭指導とすることができる。</p>
A	助言 指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための助言指導を行うことができる。